簡易裁判所判事　伊藤ゆう子
熊本簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事補　新宅　孝昭
岡山簡易裁判所判事に補する
岡山地方裁判所判事補に補する
兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する
長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事　藤井　敏明
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
長野地方裁判所判事に補する　白井　幸夫
長野地方裁判所長を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　白井　幸夫
長野簡易裁判所判事に補する
長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　矢尾　和子
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　浦野真美子
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上八月十六日）
簡易裁判所判事　八木　正一
立川簡易裁判所判事に補する（八月十七日）
東京地方裁判所判事　矢尾　渉
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　古閑　裕二
東京地方裁判所判事に補する（以上八月十八日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事山崎憲は八月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事八木正一は八月十五日限り定年退官

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、インド国大統領閣下の夫人逝去につき、八月二十五日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、八月二十七日モルドバ国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成27年８月28日

農林水産大臣　林　芳正

記

1　日時　平成27年９月11日午後２時から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカッチュー種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２中ミカンコミバエ種群及びウリミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を定めることについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成27年９月７日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

公告

諸事項

工場財団

青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中68番地**太子食品工業株式会社**の工場財団に白石市福岡長袋字坪家沢裏19番地１太子食品工業株式会社蔵王工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年８月28日　仙台法務局大河原支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成27年８月19日から７か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年８月28日

大阪法務局長　冨田　一彦